

平成 30 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画担当 築山 充
TEL:03-3740-4011

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成29年12月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出いたしました平成27年12月期から平成28年12月期における内部統制報告書の訂正報告書においても、同様の理由にて当該事業年度における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨を記載しております。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の平成29年12月期の決算作業の過程において、当社の海外連結子会社である上海恒代齐力企业形象策划有限公司(amanacliq Shanghai Limited、以下「本件子会社」という。)の一部従業員の人件費及び外注費の支払に際して用いるべき勘定科目の処理やそれに伴う公租公課の処理等に関して、不適切な会計処理がなされている疑義が生じました。

これを受け、当社は事実関係解明と再発防止策を策定するために平成30年2月13日付で社内調査委員会を設置し調査を行い、平成30年4月26日付で同委員会から調査結果の報告を受けました。

当社は、当該調査結果を確認・精査した結果、本件に対する当社の対応として、平成27年12月期第1四半期以降の決算を訂正し、平成27年12月期から平成28年12月期までの有価証券報告書、及び平成27年12月期第1四半期から平成29年12月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件の原因については、当該調査において、本件子会社総経理におけるコンプライアンス意識の低さ、当社役員における財務報告の適正性に悪影響が生じることへの危機意識の低さ、本件子会社における総経理への権限の集中とこれを牽制すべき管理部門人員の不足、本件子会社の会計処理に関する当社の関与不足及び体制の不十分さ、グループ全体を貫く管理監督上の不備が指摘されております。

この指摘に基づき、当社の全社統制及び決算・財務報告プロセスの再評価を行った結果、信頼性のある財務報告の作成を支えるための必要な能力を有する人材の確保および配置、リスクを識別する作業において各種の要因が財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される体制、内部統制に関する外部からの情報を適切に利用し、経営者、取締役会及び監査役に伝達する仕組の運用、連結財務諸表の作成における本件子会社財務数値のチェック体制等につき不備があることを確認し、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の開示すべき重要な不備については当事業年度の末日後に認識したため、当事業年度の末日においては是正が完了していません。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制の向上を図ってまいります。また、社内調査委員会の再発防止策に関する提言を踏まえ、以下の内容について再発防止策を具体化し、実施いたします。

1. コンプライアンス意識の強化・再徹底

(1) コンプライアンス徹底に係るメッセージの発信、研修の実施

(2) 本件子会社における不適切会計発生に関する責任の明確化

2. 本件子会社における牽制機能の強化・経理処理の正常化

3. 当社経理部門における本件子会社経理の会計処理への関与・体制の強化

4. 当社における本件子会社に対する管理監督機能の強化

(1) リスク情報の共有・拾い上げができる仕組みの強化

(2) 是正措置の実行・報告のための仕組みの再構築

(3) 日本基準および現地法制度を熟知した本件子会社会計監査人の起用

(4) 公認会計士等の会計の専門家たる監査役の選任

上記再発防止策のうち、公認会計士等の会計の専門家たる監査役の選任等の対応策については既に実行に着手しております。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、平成 29 年 12 月期有価証券報告書に反映しており、当該財務諸表及び連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上